

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	介護保険法に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

女川町は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

## 評価実施機関名

女川町

## 公表日

平成27年3月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険法に関する事務
②事務の概要	介護保険法に基づき、第1号被保険者、第2号被保険者の被保険者資格者管理、被保険者証の発行及び介護給付等に関する事務
③システムの名称	介護保険システム
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険システム	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第1項、第19条、別表第一の68の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条、第21条、別表第二の93～95の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	女川町健康福祉課
②所属長	課長 佐藤 毅
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	女川町
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	女川町健康福祉課

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か		
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

